

令和4年 第5回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月25日(水) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 6階 会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請の件 (4件)
 - 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
 - 議案第68号 農地転用事業計画変更申請の件
 - 議案第69号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和4年第5回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
〇〇議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
6番〇〇委員、7番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第66号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番、2番、3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 287 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 9,580 m²

売買 坪単価 5,000 円

受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積 575 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 9,580 m²

売買 坪単価 5,000 円

受付番号3番

土地の表示 〇〇、田、面積 287 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 9,580 m²

売買 坪単価 5,000 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○委員

現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。申請地は、3筆に分かれています。一つの田です。譲受人は、米麦を中心とした農業経営をされており、トラクター、田植え機、コンバイン、穀物乾燥機等を所有しているため、耕作を行うことに関して問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番、2番、3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積 1,450 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 10,323 m²

売買 坪単価 2,700 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○委員

現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。譲受人は、約1町歩耕作しており、息子さんも繁忙期に手伝いをしているため、耕作を行うことに関

して問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして 議案第67号農地法第5第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。

なお、受付番号1番についてですが、松前町農業委員会会議規則第12条の規定により、委員会の委員は、自己に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。つきましては、○○委員の自己の案件となっておりますので、○○委員は、一時退室をお願いします。

～○○委員退室～

それでは、審議に入ります。事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積1,449 m²

○○、田、面積1,327 m²

譲渡人 ○○

○○

譲受人 ○○

転用目的 露天資材置場

農地区分 2種農地

所有権移転

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○委員

現地立会を農地利用最適化推進委員と実施しました。排水については、北側の水路に行います。譲受人は資材置場が手狭になったということで、今回の契約に至ったとのことでした。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。それでは、ここで〇〇委員の一時退室を解きます。

～〇〇委員自席に着席～

○議長

続きまして、議案第68号農地転用事業計画変更申請の件について、次のとおり変更申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積998㎡

当初計画者 〇〇

承継者 〇〇

変更前の転用目的 店舗（酒小売業）

変更後の転用目的 店舗（コインランドリー）、洗車場

変更を受けようとする土地の許可年月日 ○○

本件は、以前に農地転用の許可を受け、許可目的達成が困難な場合における事業計画の変更を求めるものであるため、事務局から詳細についても説明いたします。

申請地は、○○に接し、○○と○○の交差点から東に120m程度進んだ場所にあります。

担当農業委員の方と推進委員の方が立会し、現況確認を行っていただいております。

申請地は、令和元年6月に開催された農業委員会定例会において、審議決定し、愛媛県において令和元年7月5日付けで、農地法第5条による農地転用許可がなされたものです。

当初の事業計画の達成が困難となった理由としましては、許可を受けた後、新型コロナウイルスの発生により、当初の計画者の主事業である酒の卸売業が大打撃を受け、酒小売店の建設を見合わせていましたが、現在に至るまで、感染拡大の収束が不透明な状況であるため、当初許可された酒小売店の建設を断念することになったとのことです。

承継者は、当初計画者の酒の卸売業における各顧客への酒類等の運送業者として設立した会社です。当初計画者と同様に新型コロナウイルスの影響で売り上げ・利益ともに大幅に減少している状況の中で、酒類以外の新規事業を行うことを模索していました。そこで申請地を当初計画者から10年間借り受け、コインランドリーと洗車場を運営していくことで、現在の経営状況を好転させるきっかけになればと考えているとのことです。申請地の周囲は、住宅が数多くあり、類似施設もないことから需要があると考えられ、当初計画者にとっても賃料収入を得ることができ、経営負担解消の一助になると考えているとのことです。

農地転用事業計画の変更手続きについては、法律上の規定が特になく、国からの通知である「農地法関係事務処理要領」で基本的な考え方が定められています。その中で変更承認の要件がいくつか示されており、本件がその全てを満たしていると思われるため、事務局においては、承認見込みがあるものと考えております。以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

汚染された排水はどのように処理されるのでしょうか。

○事務局

排水は、既設排水桝を経由し、南側へ放流します。なお、油水分離槽を設け

ます。

○委員

出作で企業の排水によって、川が汚染された事例があるため気になりました。

○委員

事業計画が変更されることによる浄化槽等の問題について地元の区長の確認は取っているのでしょうか。

○事務局

農地転用の申請については、区長の同意文書等は必須ではありません。農業委員の方と推進委員の方には現地確認いただいています、土地改良区の意見書も添付いただいています。

○委員

地元の区長の排水同意の必要があるはずではないですか。

○事務局

農業委員会が愛媛県に送付する資料に地元区長の排水同意は必須ではありません。

○委員

地元の了解は取れている前提で審議をしているということですね。

○事務局

そのとおりです。

○委員

今回のように、転用目的が変更された場合に、改めて承認をもらわないといけない期間の決まりはあるのでしょうか。

○事務局

期間についての決まりはありません。

○委員

油水分離槽だけでなく、合併浄化槽の設置は確認していますか。

○事務局

質問の件については、後程確認させていただきますが、この場で御審議いただく農地転用については、申請書類全て御提出いただいています。浄化槽等の

関係については、開発関係の話になりますので、まちづくり課で審査しているものと考えます。

○委員

農業委員が現地立会をするのは、排水に関しても確認するためでありますので、排水について農業委員会が関係ないというのは間違っていると思います。

○事務局

農業委員の方が現地立会の際に排水に関しても確認いただいているということは事務局においても理解していますので、排水に関しても確認してまいります。

○委員

農業委員会総会の審議の場に出てきている時点で、地元の了解や農業委員及び推進委員が現地立会した上で異議ないということになっているのですから、先ほどの話は終わっているのではないのでしょうか。

○事務局

まちづくり課の担当係に確認を行いました。コインランドリーの開発許可の申請が出てきていまして、その中で浄化設備や放流に関しても提出がありました。地元区長の放流同意が取れていることを確認いたしましたので御報告いたします。

○議長

ほか質問はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 69 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

令和 4 年 6 月 1 日から開始される農用地利用集積計画の賃借権について、御説明いたします。利用権の設定の期間については、1 年から 20 年の期間で申請がありました。利用権の設定を行う者については、合計人数 203 名の方が貸し手となっております。利用権の設定を受ける者については、合計人数 110 名の方が借り手となっております。利用権を設定する面積については、すべての合計面積が 521,811 m²となっております。利用権を設定する作物については、主に水稻で、そのほか露地野菜等となっております。利用権の設定に伴う賃借料については、全体の平均額としましては、6,392 円となっております。

続きまして、農用地利用集積計画の使用賃借権について、御説明いたします。利用権の設定の期間については、1 年から 10 年の期間で申請がありました。貸し手については、合計人数 64 名で、借り手については、合計人数 42 名となっております。利用権を設定する面積については、合計面積が 134,547 m²となっております。利用権を設定する作物としましては、主に水稻で、そのほか露地野菜等となっております。なお、農用地利用集積計画の詳細につきましては、事前にお送りいたしました「令和 4 年度農用地利用集積計画一覧表」にまとめておりますので、御確認いただけたらと思います。以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 69 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局
お願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。